

税制調査会 第13回専門家委員会終了後の記者会見録

日時：平成24年5月28日（月）15時56分～

場所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○神野委員長

今日は税制調査会の第13回専門家委員会を開催いたしましたので、その概要について御説明させていただければと思います。お手元に資料が行き届いているかと思いません。税制調査会会長の方から御諮問をいただきまして、その御諮問は、現在、国会に社会保障・税一体改革の税制抜本改革法案が審議されているわけですが、これに関連して、給付付き税額控除に関して様々な論点があるので、これを総合的に検討するために、税制の専門家として専門的な観点から専門家委員会の方で検討してもらいたいという依頼がございました。このため、本日、委員会を開催して議論を始めたというところでございます。これまでの給付付き税額控除に関する経緯の説明を受け、それから、諸外国の制度について説明を受けた上で、フリーディスカッションを委員間で行ったというのが今日の委員会の内容でございます。

出てきた議論は、この給付付き税額控除を導入したときに、日本の様々な制度があるわけですが、特に執行面の問題や、それから所得税、課税単位の問題とかを含めて、現在の制度的な条件の下で、更に社会保障との関連が出てきますので、こうした様々な問題を、こういう論点があるのではないかというようなことを出していただいたということでございます。

委員会としては、今後そうした論点について共通の認識を持つべく、勉強といえますか、この問題について研究を進めていきたいと思っています。おおよその概要は以上でございますが、御質問がございましたらお受けしたいと思います。

○記者

今日は勉強ということで、例えばいつまでにどのような提言なり何かをまとめると思いますか、今後の見通しについて教えていただけますか。

○神野委員長

今日は勉強ではなくて、これから勉強するということです。それで、今のところ、いつまでにどういう形で報告するというようなことを頂戴しておりません。御案内のとおり、2015年度に番号制度が導入され、それが本格稼働し、定着した暁に給付付き税額控除が出てくるわけです。それまでには簡素な給付措置が採られる。これは別途検討されている話でございますので、私どもは簡素な給付措置ではなく、2015年度をにらんで、のんびりというわけではないのですが、それを目指して、広くこの問題を検討していきながら、税制調査会会長の方に御報告申し上げたいと思っておりますので、税制調査会会長及び税制調査会の方と私ども専門家委員会の方と連携を密にとりながら、議論を絞り込みつつ、報告をどういう形でまとめるかということを考えてい

きたいと思っておりますので、当面、いつまで、どういう形でやるかというようなことは、今のところはっきりしたものではありません。

○記者

先ほど御説明の中で、様々な問題の論点を出していただいたというふうに今日の議題であったと思うのですが、もう少し具体的に、どういった執行面の問題とか、社会保障との関連についての意見が出たのか、教えてください。

○神野委員長

執行面でいけば、当然ですけれども、所得をつかまないといけないわけですね。この所得をつかむというのは2通りの意味があって、所得制限などをする場合を想定すれば、いずれにしても所得をつかまなくてはいけない。そうしますと、極端に言いますと、かなり多くの国民に申告納税をしてもらわなくてはいけないわけです。つまり、日本では所得税について申告制度を基本にしていない。源泉徴収制度が多くて、恐らく1～2割ぐらいの間の人しか申告納税をしていないのではないのでしょうか。これは、所得税を納めていない人にも申告納税をしてもらわなくてはいけないというようなことや、それから、たくさんありますけれども、例えばミーンズテストみたいに、資産を持っている場合にどうするかとか、そういうことをどうつかまえるか。ですから、所得をきちんとつかまえること、担税力といいますか、経済力をつかまえること、そういったことが現行の所得税を徴収しているやり方の中では問題が出てくるわけですので、基本的には、そこは大きな問題になってくるということです。それは様々な問題点から指摘されております。

あと、番号制度を導入しても、かなり申告納税とか何とかという問題は起こるので、その点についても指摘がございました。

○記者

社会保障制度との関連については、今日どういった論点が出されたのでしょうか。

○神野委員長

例えば低所得者対策といったときに、様々な社会保障としての制度があるわけですね。これからも打っていくということが行われるわけですが、それと、社会保障制度の中で、給付付き税額控除を、今度は逆進性対策という側面にスポットを当てずに、むしろ社会保障制度として給付していくという点に力を入れるとすると、他の社会保障制度と関連付けなくてはいけないわけですね。そういう問題や、本当に他の社会保障制度できちんと打っているのに、あえて給付付き税額控除を導入するということが果たして必要なのか。これは税制全体の中で応能的といいますか、経済的な力に応じた課税を考えていけばいいので、何も消費税が逆進的だからといって、他の税体系でむしろ累進的なものにして、それを組み合わせればいいのではないかというようなことを含めて、税制や社会保障制度との関連を考えなければならないという議論が出ています。

○記者

消費税の逆進性対策として軽減税率ということも言われていると思うのですが、今日の議論の中でその辺の比較とか、そういった話というのはあったのでしょうか。

○神野委員長

当面、私どもの委員会の諮問の中では、両方を対比してというような諮問にはなっておりませんので、「給付付き税額控除を検討するように」ということですので、関連して、逆進性対策として軽減税率の導入というようなことは出てくるかもしれませんが、そのこと自体は大きな問題として議論しているわけではありません。

[閉会]